

※ 素案は意見照会時のもの

公共施設の使用料の減免に対するガイドライン（素案）

平成 27 年 月 日施行

本ガイドラインは、各公共施設の設置及び管理に関する条例並び同条例施行規則に定めるもののほか、使用料の減免に関する解釈と運用について、次のとおり判断の基準を示すものである。

1 総括的事項

公共施設の使用料は、公共施設の維持管理には多額の一般財源負担が生じていることから、特定の市民が受ける利益に対する対価を求めることにより、租税負担の公平性を図るものである。その使用料を減免することは、公共施設の使用内容の公益性に基づき、例外的に実施されるものであり、その決定に当たっては、厳密な判断を行うことが必要である。

2 利用の態様別判断基準

(1) 公共的団体等による利用の場合

公共的団体等（別表参照）は、主に公益活動を行うことを目的としているが、その活動には、構成員の親睦を目的とし、又は趣味や余暇活動として行われるものも含まれる。したがって、申請者が公共的団体等であることを理由にするのではなく、その活動内容に着目して減免の可否を決定するものとする。

【判断基準】
公共的団体等の運営に必要となる会議等は、本市からの補助金交付等により、他に活動の場が確保されている場合を除き、次の回数を目安として使用料を免除する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

・総会 1 回/年 ・定例会 12 回/年程度 ・役員会 6 回/年程度

具体的判断例	○	自治会館を有しない自治会の総会、役員会
	○	補助金の交付を受けた自治会館は狭く、総会が開催できない場合
	×	補助金を受けた自治会館を有する自治会の役員会
	○	補助金を受けた自治会館が老朽化し、使用できない場合
	×	公共的団体等の運営に関する会議に引き続き参加者の懇親会
	×	寺社の祭礼に参加するための利用

各課等からの意見に基づく確認・協議事項

1 ガイドラインは条例や規則の解釈と運用としているが、それらの改正も含めて検討していないのか。また、改正の方法（所管課）について。【生涯】 【スポ】

2 作成の全体として各施設の窓口での判断が不要なものにすべき。【生涯】

3 ガイドラインと文化会館の減免規定を比べると、内容的には文化会館のほうが厳しい。単なる貸館的な利用とは別に施設の設置目的から規定されている減免もあり、整合性の考慮が必要【文化】

4 各施設で取扱いにある程度の柔軟性を持たせる必要もある。【文化】

5 施設特有の減免団体が記載されていないが、施設の特色にあう減免団体の対応は、引き続き各施設の対応となるのか。【こ育】

6 「特別の事情がある場合は、この限りではない」の例示が必要【生涯】

7 「定例会」とは何か。【生涯】

8 「自治会館」「補助金」「老朽化」等の確認が窓口では容易にできない。【生涯】

9 「自治会館を所有しない自治会のみ免除、その他は免除しない」という簡潔な考え方も良い。【生涯】

10 自治会などは突発的な会議があるので懇親会以外は免除した方が良い。【生涯】

11 「×～引き続き参加者の懇親会」について、野外活動センターは宿泊を伴うため、いつまでが会議でいつからが懇親会か判断できないケースがある。【こ育】

12 「×～引き続き参加者の懇親会」について、判断・チェックが困難ではないか。【人権】 【生涯】

(2) ボランティア活動等に関連する利用の場合

社会的弱者等に対するボランティア活動に関連する利用の場合、利用者が公共的団体であるか否かに関わらず以下の点に着目して減免の可否を決定するものとする。

ア 利用目的が直接的ボランティア活動であるか否か。

イ ボランティアを行う者又はボランティアを受ける者の自主的な趣味活動や健康づくり等の要素が強い活動であるか否か。

【判断基準】
 支援を必要とする社会的弱者等への奉仕活動、自然保護活動、里山保全活動等のための直接的利用及び全市的行事に参加するための練習等は、使用料を免除する。

具体的判断例	○	高齢者への配食サービスのための調理
	○	たばこ祭に参加するためのたばこ音頭の練習
	×	演奏などの慰問活動のための練習等
	○	手話、点訳などの技術習得のための利用
	×	体操教室など、同様の自主的活動が行われているような場合
	×	寺社の祭礼に参加するための利用

13項目追加【高齢】
 ・不特定多数の方の福祉の向上を目的とした利用
 (例) 秦野公衛会・はだの市民体操の会によるシニア体操 (以前は市が実施)
 ・市民や地域の方が参加できる福祉の向上を目的とした活動
 (例) 渋沢ほっとサロン、ひろはたサロン

14自然保護活動、里山保全活動等の施設利用の具体的判断例を示して欲しい。【生涯】

15「支援を必要とする社会的弱者」とはどういう人か。【生涯】

16「直接的利用」とは何か。集合場所等として使用する場合は該当しないか。【生涯】

17「×～練習等」とあるが、老人ホームの慰問や介護施設での演奏を主目的としているボランティア団体もあることから、○にすべき。【高齢】

18「慰問活動のための練習等」が×で、「手話・点訳などの技術習得のための利用」の○の違いは何か。【人権】

19「体操教室～場合」とは何か。いずれにしても把握が難しい。【生涯】

20たばこ音頭の練習は免除の回数制限をしないのか。【生涯】

21判断基準に従うと、「市民総合体育大会に参加するための練習」も免除対象かという疑義が生じる。
 ボランティアの活動原則(自発・自律・無償)を前提に考えると、活動に係る種々の制約は、その活動の実施主体者自身が解決する必要がある、有償が適当である。「本市が一員として」当該ボランティアに参加するか否か、行政支援よりも行政参加の視点で議論すべき。ボランティア活動に行政が参加するとなれば、その活動を「公共的活動」とし、その活動団体を「公共的団体等」として位置付ける。【スポ】

22判断例に追加【生涯】
 ○公民館事業として未就学児と保護者を対象に、絵本の読み聞かせを行う団体が公民館で練習や会議を行う場合
 ○公民館事業において演奏等を行う団体にリハーサル場として事業日前の1日(2時間まで)

- (3) 本市の共催又は後援若しくは国・県による利用の場合
主催者又は共催若しくは後援の相手方が公的性格を有するか否か、また、入場料等を徴収するか否かに着目して減免の可否を決定するものとする。

【判断基準】

- ① 本市が共催する場合
 - ・ 別に主催者がいる場合は、使用料を 50%減額する。
 - ・ 入場料等を徴収しない場合であって、主催者又は共催の相手方が国、県及び他の地方公共団体のみであるときは、使用料を免除する。
- ② 本市が後援する場合
後援の相手方が国、県及び他の地方公共団体のみであるときは、使用料を免除する。
- ③ 国又は県が利用する場合
入場料等を徴収しない場合は、使用料を免除する。

23 「公的性格を有する」とは何か。【生涯】

24 「国・県の使用は免除」とあるが、他市の状況は？【文化】

25 「相手方の法人格により減免率を変える」としているが、本市が主催者であることには変わりがないので、その根拠をどのように説明するか議論が必要。「後援事業の使用料を免除する」との違いも説明しにくい。後援基準の明確化が必要。本市の関与の度合いによって整理すると良いのではないか。【スポ】

- ・ 本市主催事業（共催事業を含む）：減免議論の対象外（当然に無償）
- ・ 本市後援事業：原則 50%減額

(4) 大会・展覧会等・行事による利用の場合

主催者の性格及び参加に対する制約の有無等に着目して減免の可否を決定するものとする

【判断基準】	
① 本市内において同じ競技又は活動を行うものを統括する団体が主催し、なおかつ、市民の誰もが自由な意思により参加することができる競技会又は展覧会若しくは発表会は、使用料を50%減額する。	
② ①の場合において、子どもを対象とするものは、使用料を免除する。	
③ 住民の誰もが自由な意思により参加することができる地区又は学区単位での行事は、使用料を免除する。	
具体的判断例	① 市〇〇協会主催の〇〇大会
	② 市少年〇〇協会主催の少年〇〇大会
	① 市〇〇連盟主催の展示会
	× 市〇〇連盟に加盟する個別団体の展示会
	③ 地区ふれあい祭
	× 寺社の祭礼に参加するための利用

(5) 市立学校以外の学校等が利用する場合及び市立学校が教育活動以外で利用する場合

広義の市民には、在学者も含まれるとともに、市立学校等以外の教育機関であっても、本市に所在する場合、多くの市民が通っていることに鑑み、減免の可否を決定するものとする。

【判断基準】	
① 本市に所在する私立幼稚園又は県立高等学校が自己の施設内では面積又は設備が不足する等の理由により教育活動のために利用する場合は、使用料を免除する。	
② 本市の中学校及び本市に所在する県立高校の部活動のための利用は、使用料の抽選終了後の申込みについては、平日の利用は使用料を免除する。土曜日、日曜日及び祝日の利用は、使用料を50%減額する。	
具体的判断例	

26①で「統括する団体」が本市にない場合も対象とするのか。【生涯】

27①で統括を自認している団体もあるが、「統括」とはどうか。【生涯】

28「子ども」の定義について、児童福祉法、県青少年保護育成条例では「18歳に達するまでの者」となっているが、本ガイドラインでは「16歳未満」としてよいか。【図書】【生涯】

29③で地区や学区をまたいだり、全市域対象のものは免除しないのか。【生涯】

30判断例に追加【高齢】
○認知症や介護の家族会の交流会や講演会

31原案では、中学生・高校生のグループが上映会等で使用するときは、中学生は100%免除、高校生は平日100%免除、それ以外は50%免除という解釈でよいか。【図書】

32「本市に所在する場合、多くの市民が通っている」とあるが、県立高等学校では利用内容によって市民以外が多くなることもある。その場合も同対応で良いのか。【生涯】

33①で県立高等学校は「50%減額」で良い。【文化】【生涯】

34②で本市に所在する県立高校の平日使用料は「50%減額」で良い。【文化】

35②で土曜、日曜、祝日の本市の中学校は「免除」で良い。【文化】

36市外の学校の規定も必要【文化】

(6) 社会福祉法人及び子育て支援関係団体の利用の場合

社会福祉法人が行う事業及び子育てに関しては、特別な支援を行う必要があるとの認識のもとに、減免の可否を決定するものとする。

【判断基準】	
① 社会福祉施設内では、面積又は設備が不足する等の理由により、施設の行事の場として利用する場合は、使用料を免除する。	
② 本市から補助金が交付される子育て支援事業等を行う場合は、使用料を免除する。	
具体的判断例	① 調理室がない障害者福祉施設のクリスマス会
	② コミュニティ保育での利用

37 民間の児童ホーム、育児サークル、市外の幼稚園・保育園等の団体が、遠足等の行事の一環として利用する場合は、「子育て支援事業」として免除するという解釈でよいか。【図書】

38 「②本市から補助金が交付される～」とあるが、子育てに関しては、特別な支援を行う必要から、補助に関わりなく免除してはどうか。【人権】【生涯】

39 「認可外・認定保育所の行事利用」は減免の対象か。【生涯】

40 判断事例に追加
○公共施設や学校等で、子どもの読書活動に係る事業を行うボランティアが、総会や研修を行う場合【図書】

41 (4)～(6)各号では、(1)で示す「公共的団体等」のほかに、減免する対象の団体を規定している。各号の団体を「公共的団体等」に含め、そのうえで、「公共的団体等」が行う減免対象とする活動（活動範囲、減免回数等）について規定するような整理はどうか。【スポ】

42 NPO法人は減免対象か。法人の情報を全庁的に共有する必要もある【生涯】

3 例外的扱いの事務

- (1) このガイドラインに規定されていないことから、「市長が特に認めるもの」として例外的な取り扱いを行う場合は、事前に公共施設再配置推進所管課に協議するものとする。
- (2) 公共施設再配置推進所管課は、前号による協議の結果、使用料の減免を行うこととなったものついて、具体的判断例に明示又はガイドラインの改正を行い、各施設所管課への周知を図るものとする。

別表

区分	団体名等	所管課等	
地縁関係	・自治会連合会(地区連合会含む。) ・単位自治会	市民自治振興課	
まちづくり関係	・各地区まちづくり委員会	市民自治振興課	
	・秦野市まちづくり条例第10条に基づく地域まちづくり推進協議会	都市政策課 開発指導課	
	・上自由学校	生涯学習課	
防犯等関係	・秦野市防犯協会(支部含む。)	いんしん安全課	
	・秦野市交通安全協会及び母の会(支部含む。)	交通安全対策協議会 【くらし】	
	・自主防災会(支部含む。)	防災課	
社会福祉関係	・秦野市社会福祉協議会(支部含む。)	地域福祉課	
	・秦野市民生委員児童委員協議会(支部含む。)		
	・秦野市遺族会(支部含む。)		
	・秦野市更生保護婦人会 →人権推進課		
	・秦野市母子寡婦福祉会		
	・秦野市保護司会 →人権推進課		
	・本市内で社会福祉事業を営む社会福祉法人		
	・秦野市福祉協議会ボランティア登録団体 →名簿が欲しい【生涯】		
	・秦野市手をつなぐ育成会(支部含む。)		障害福祉課
	・精神障害者家族会「のぞみ会」		聴覚障害者福祉協会(障害福祉課所管) 【生涯】
	・身体障害者福祉協会(支部含む。)		
	・丹沢やすらぎ会		秦野市シルバー人材センター【高齢】
	・心身障害者授産推進センター		
・本市が補助金を交付している地域作業所等			
・秦野市老人クラブ連合会(支部含む。)	高齢介護課		
・秦野市人権擁護委員会	人権推進課		
・秦野市保育士会	保育こども園課		
・秦野市立保育園保護者会			
・民間保育所保護者会			
・コミュニティ保育実施団体			
社会教育関係	・秦野市地域婦人団体協議会(支部含む。)	生涯学習課	
	・秦野市文化団体協議会		
	・民俗行事保存奨励団体 →具体的な団体名を列举すべき【生涯】		

区分	団体名等	所管課等
	・秦野市PTA連絡協議会並びに各小中学校PTA及び父親の会 ・秦野市立幼稚園PTA連絡協議会並びに各幼稚園PTA及び父親の会 ・私立幼稚園の保護者団体 ・本市内に所在する県立高校PTA	教育総務課
	・秦野市子ども会育成連絡協議会(支部・内部組織含む。) ・単位子ども会 ・秦野市青少年育成活動推進部会(支部含む。) ・秦野市青少年指導員連絡協議会(支部含む。) ・秦野市青少年相談員連絡協議会(支部含む。) ・ボーイスカウト及びガールスカウトの各団 ・豊かな心を育む協議会(支部含む。)	こども育成課 青少年育成連絡協議会 【こ育】
	・秦野市体育協会(支部含む。)及び加盟団体 ・秦野市少年スポーツ指導者協議会 ・秦野市スポーツ少年団本部 →個別の加盟団体は？【生涯】 ・秦野市体育指導委員連絡協議会(支部含む。)	スポーツ振興課
	・全日本同和会神奈川県連合会 ・部落解放同盟神奈川県連合会 ・神奈川県地域人権運動連合会	人権推進課
	・特定非営利活動促進法第10条に基づく認証を受けたNPO法人のうち主たる事務所の所在地が秦野市内にある法人 ・はだの市民活動団体連絡協議会及び会員団体 ・清掃ボランティア登録団体 ・ボランティア連絡協議会 →個別の加盟団体は？【生涯】	市民自治振興課
	その他	

別表以外の団体でも減免規定の内容に合致すれば減免対象となるのか？【文化】

くずはの家えのきの会
くずはボランティアの会 【環境】

里地里山保全再生活動団体【森林】

森林組合、生産森林組合及び共有林の管理組合、里山等保全団体【こ育】【生涯】